

水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米などを生産する農業者に主食用米を作ったときと同じ所得があるよう、交付金が交付されます。

● 交付を受けられる人

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農



麦の穂



大豆

● 戦略作物助成

出荷・販売するか、契約の締結が条件です。
新規需要米・加工用米は、出荷・販売数量が契約数量の8割に満たない場合は理由書の提出が必要です。

対象作物名	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	80,000円/10a
そば、なたね、加工用米	20,000円/10a

● 二毛作助成

・ 15,000円/10a

水田で主食用米と戦略作物助成の対象作物、または大豆+麦など対象作物同士の組み合わせによる二毛作に助成されます。

戦略作物助成の対象作物どうしの組み合わせの場合、どちらの作物を戦略作物助成、二毛作助成の対象とするか営農計画書で申請します。

対象となる作付けパターン(例)

作付けパターン	交付金額/10a
主食用米 + 麦	米の直接支払い + 15,000円
大豆 + 麦	35,000円 + 15,000円
麦 + そば	35,000円 + 15,000円
なたね + そば	20,000円 + 15,000円
米粉用米 + 麦	80,000円 + 15,000円

町内で転作を行った就農者数

